(趣旨)

第1条 この規程は、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日南市実行委員会会則第13条第 3項の規定に基づき、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日南市実行委員会専門委員会 (以下「専門委員会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものと する。

(専門委員会の名称等)

第2条 専門委員会の名称並びに日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日南市実行委員会常任 委員会からの付託及び委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

- 第3条 専門委員会に次の役員を置く。
  - (1) 委員長 1名
  - (2) 副委員長 若干名

(役員の選任)

第4条 委員長及び副委員長は、専門委員のうちから日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日 南市実行委員会会長(以下「会長」という。)が委嘱する。

(役員の職務)

- 第5条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。
- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した副委員長が、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 専門委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 2 専門委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。
- 3 専門委員会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。
- 4 専門委員会に出席することができない委員は、代理人によって議決権を行使し、又は 書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、出席したものと みなす。
- 5 専門委員会の議事は、出席した専門委員(あらかじめ通知された事項について、代理

人が議決権を行使した委員及び書面により議決権を行使した委員を含む。) の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 委員長は、必要があると認めるときは、専門委員以外の者の出席を求め、その意見又 は説明を聴くことができる。

## (専門部会)

- 第7条 専門委員会は、運営上必要があるときは、専門委員会に専門部会を設置し、専門 的事項について調査研究等を行わせ、その結果を報告させることができる。
- 2 専門部会の委員は、会長が委嘱した者(以下「部会委員」という。)をもって構成する。
- 3 第3条から第6条までの規定は、専門部会について準用する。この場合において、これらの条文中「専門委員会」とあるのは「専門部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と、「専門委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、専門委員会及び専門部会の運営に関し必要な事項は、それぞれ委員長及び部会長が別に定める。

附則

この規程は、令和5年11月1日から施行する。

名 称	付託事項	委任事項
総務企画専門委員会	1 開催推進総合計画に関すること。	左記付託する事項の
	2 広報及び市民運動に関すること。	うち、事業の実施に
	3 観光及び接伴に関すること。	関すること。
	4 他の専門委員会に属さない事項に	
	関すること。	
競技式典専門委員会	1 競技に関すること。	左記付託する事項の
	2 式典に関すること。	うち、事業の実施に
	3 施設に関すること。	関すること。
	4 その他競技式典に関すること。	
宿泊衛生専門委員会	1 宿泊に関すること。	左記付託する事項の
	2 医事及び衛生に関すること。	うち、事業の実施に
	3 その他宿泊衛生に関すること。	関すること。
輸送交通専門委員会	1 輸送及び交通に関すること。	左記付託する事項の
	2 消防及び警備に関すること。	うち、事業の実施に
	3 その他輸送交通に関すること。	関すること。